

厚生労働省国民保護計画の概要

1 実施体制の確立

- ・平素から「厚生労働省国民保護連絡会議」を設置、本省・地方厚生局・都道府県労働局・地方社会保険事務局における連絡体制、参集体制等を整備
- ・平素における各種措置（都道府県の人工透析医療・難病等に係る医療の体制整備への支援、保健所・医療施設並びに水道施設に関する情報収集・連絡体制の整備等）
- ・武力攻撃事態等に、厚生労働大臣を長とする「厚生労働省国民保護対策本部」を設置

2 国民保護措置に関する事項

(1) 住民の避難に関する措置

- ・沖縄県の県外避難について、避難住民の受入体制を適切に整える
- ・自ら避難することが困難な者が滞在する所管の施設等機関において、拡声装置等による警報、避難方法の伝達、保護者への連絡・引渡し等の措置を実施

(2) 避難住民等の救援に関する措置

- ・必要に応じ、他の都道府県に対し救援の実施についての応援を指示
- ・物資の確保（医薬品、食品等の供給、関係業界団体の協力を得る等により物資の供給を確保、離島における食品等の確保に特段の配慮）
- ・医療の提供（医師を確保し救護班を編成、国立高度専門医療センターの医療活動・医師の派遣、生物剤・化学剤攻撃の際の医療関係者等への的確な支援）
- ・埋葬及び火葬の手続の特例措置を実施

(3) 武力攻撃災害への対処に関する措置

○生活関連等施設の安全確保

- ・水道施設や生物剤・毒素等取扱施設の管理者に対し、安全確保措置の実施を要請
- ・災害発生時には、指導・助言、専門知識を有する職員の派遣等の支援を実施

○NBC 攻撃による災害への対処等

- ・生活用水が汚染された場合に、給水制限等の措置を水道事業者等に指示
- ・放射線物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について関係機関に要請
- ・生物剤による災害が発生した場合、迅速な情報収集、被災者の救助、医療の確保、迅速な原因物質・汚染地域の範囲の特定等の汚染拡大防止策を実施
- ・感染症が発生又は発生のおそれがある場合に、感染症等の指定の特例措置を実施

(4) その他

- ・海外からの医師等の受入れ、医薬品等の緊急輸入が必要な場合に適切な措置を実施
- ・医薬品等の価格の安定・供給確保のための措置を実施
- ・社会保険関係の措置（医療保険に関する保険料の徴収猶予・減免等）、労働保険関係の措置（労災保険給付等の弾力的な運用、雇用保険給付の特例措置等）を実施
- ・離職者の早期再就職等の促進、生活福祉資金の貸付に関する助言等の実施
- ・水道用水の緊急応援等水の安定的な供給確保措置を都道府県知事等に指示、医療機関の応急復旧等を実施

3 緊急対処保護措置の実施に必要な事項

- ・厚生労働大臣を長とする「厚生労働省緊急対処事態対策本部」を設置